

2022年6月3日付ロシア連邦産業商業省令第2299号

2022年4月19日付ロシア連邦産業商業省令第1532号が承認した「ロシア連邦の域外において権利保持者（特許権者）によって、およびその者の同意にもとづいて流通向けに導入されたものであることを条件としてロシア連邦民法典第1359条第6項および第1487条の定めを適用しない商品（商品群）の一覧」の改正について

2022年3月29日付ロシア連邦政府決定第506号「商品の形をとる知的活動の成果および商品に記銘された識別手段に対する独占的権利の保護に関する若干のロシア連邦民法典の規定を適用することができない商品（商品群）について」（ロシア連邦法令集、2022年、第14号、掲載番号2286）第1項にしたがい、以下を命じる：

1. 2022年4月19日付ロシア連邦産業商業省令第1532号「ロシア連邦領外において権利保持者（特許権者）によって、およびその者の同意にもとづいて流通に乗せられたものであることを条件としてロシア連邦民法典第1359条第6項および第1487条の規定を適用しない商品（商品群）の一覧の承認について」が承認した「ロシア連邦領外において権利保持者（特許権者）によって、およびその者の同意にもとづいて流通向けに乗せられたものであることを条件としてロシア連邦民法典第1359条第6項および第1487条の定めを適用しない商品（商品群）の一覧」（2022年5月6日、ロシア連邦法務省により登録。登録番号68421）に対する変更事項を添付文書のように承認する。

2. 本令はそれが公布された日の翌日をもって発効する。

大臣臨時代行

V.S.オシマコフ

2022年6月3日付

ロシア産業商業省令第2299号により

承認

2022年4月19日付ロシア連邦産業商業省令第1532号が承認した「ロシア連邦領外において権利保持者（特許権者）によって、およびその者の同意にもとづいて流通に乗せられたものであることを条件としてロシア連邦民法典第1359条第6項および第1487条の規定を適用しない商品（商品群）の一覧」に対する

変更事項

1. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表第33類の「商品コードおよび／または識別手段（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表コードおよび／または非友好国に登録されている権利保持者に帰属する商標に準拠する）」欄における第17項～第21項を以下に変更する：

「17) 3303 00 (Garnier, L'Oreal Paris, Maybelline, NYX, L'Oreal Professionnel, Matrix, Redken, Kerastase, La Roche-Posay, Vichy, Lancome, Giorgio Armani, Yves Saint Laurent, Valentino, Helena Rubinstein, Biotherm をのぞ

く)

18) 3304 (Garnier, L'Oreal Paris, Maybelline, NYX, L'Oreal Professionnel, Matrix, Redken, Kerastase, La Roche-Posay, Vichy, Lancome, Giorgio Armani, Yves Saint Laurent, Valentino, Helena Rubinstein, Biotherm をのぞく)

19) 3305 (Pantene Pro-V, Head&Shoulders, Pro Series, Herbal Essences, Garnier, L'Oreal Paris, Maybelline, NYX, L'Oreal Professionnel, Matrix, Redken, Kerastase, La Roche-Posay, Vichy, Lancome, Giorgio Armani, Yves Saint Laurent, Valentino, Helena Rubinstein, Biotherm をのぞく)

20) 3306 (Blend-a-med, Oral-B をのぞく)

21) 3307 (Gillette, Old Spice, Garnier, L'Oreal Paris, Maybelline, NYX, L'Oreal Professionnel, Matrix, Redken, Kerastase, La Roche-Posay, Vichy, Lancome, Giorgio Armani, Yves Saint Laurent, Valentino, Helena Rubinstein, Biotherm をのぞく)」。

2. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表第 39 類の「商品コードおよび／または識別手段（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表コードおよび／または非友好国に登録されている権利保持者に帰属する商標に準拠する）」欄において：

a) 第 33 項に「, SIEMENS」を追加する；

b) 第 40 項に「, BMW」を追加する。

3. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表第 40 類の「商品コードおよび／または識別手段（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表コードおよび／または非友好国に登録されている権利保持者に帰属する商標に準拠する）」欄において：

a) 第 44 項を以下に変更する：

「44) 4010 11 000 0

4010 12 000 0

4010 13

4010 19 000 0

4010 31 000 0

4010 32 000 0

4010 39 000 0

FLEXOWELL, Kellve, CONTITECH, REMA TIP TOP, BMW」；

b) 第 49 項に「, BMW」を追加する；

c) 第 50 項のあとに以下を内容とする第 50 項の 1 を追加する：

「50.1) SIEMENS」。

4. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表第 59 類の「商品コードおよび／または識別手段（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表コードおよび／または非友好国に登録されている権利保持者に帰属する商標に準拠する）」欄において、第 72 項を以下に変更する：

「72) 5911 40 000 0

5911 90

Gore, ZAB Zementanlagenbau GmbH, DESSAU, Mühlen Sohn GmbH & Co. KG, SIEMENS」。

5. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表第 73 類の「商品コードおよび／または識別手段（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表コードおよび／または非友好国に登録されている権利保持者に帰属する商標に準拠する）」欄において：

- a) 第 150 項に「, BMW」を追加する；
- b) 第 150 項に「, SIEMENS」を追加する。

6. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表第 76 類の「商品コードおよび／または識別手段（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表コードおよび／または非友好国に登録されている権利保持者に帰属する商標に準拠する）」欄において、第 160 項に「, SIEMENS」を追加する。

7. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表第 82 類の「商品コードおよび／または識別手段（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表コードおよび／または非友好国に登録されている権利保持者に帰属する商標に準拠する）」欄において：

- a) 第 166 項における「Bacho」を「Bahco」に置き換える；
- b) 第 174 項に「, SIEMENS」を追加する。

8. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表第 83 類の「商品コードおよび／または識別手段（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表コードおよび／または非友好国に登録されている権利保持者に帰属する商標に準拠する）」欄において、第 176 項に「, SIEMENS」を追加する。

9. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表第 84 類の「商品コードおよび／または識別手段（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表コードおよび／または非友好国に登録されている権利保持者に帰属する商標に準拠する）」欄において：

- a) 第 179 項に「, Cummins, Yanmar, Komatsu, Isuzu」を追加する；
- b) 第 180 項に「, Cummins, Yanmar, Komatsu, Isuzu」を追加する；
- c) 第 185 項における「, Wilo」を削除する；
- d) 第 192 項を以下に変更する：

「192) 8421 19 200 9

8421 19 700 9

8421 21 000 9

8421 23 000 0

8421 29

8421 31 000 0

8421 39

8421 99 000

Rotofix, Flottweg SE, Rothenberger, ABB, VALTEK, ALEX, Certools Sp. z o.o, VOLVO, SCANIA, BMW」；

- e) 第 223 項に「, BMW」を追加する；
- f) 第 224 項のあとに以下を内容とする第 224 項の 1 を追加する：

「224.1) SIEMENS」。

10. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表第 85 類の「商品コードおよび／または識別手段（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表コードおよび／または非友好国に登録されている権利保持者に帰属する商標に準拠する）」欄において：

a) 第 230 項における「DURACELL」を削除する；

b) 第 233 項のあとに以下を内容とする第 233 項の 1 および第 233 項の 2 を追加する：

「233.1) 8511 10 000 9

8511 30 000 8

BMW

233.2) 8512 20 000 9

BMW」；

c) 第 255 項を以下に変更する：

「255) 8544

Fair-Rite Products Corp., 3M, Weidmuller Interface GmbH & Co. Kg, Tyco Electronic Raychem, Lapp Group, HUBER+SUHNER, Gembird, Belden CDT Inc., SIEMENS, TEWire&Cable, Hella」；

d) 第 257 項のあとに以下を内容とする第 257 号の 1 を追加する：

「257.1) SIEMENS」。

11. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表第 90 類の「商品コードおよび／または識別手段（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表コードおよび／または非友好国に登録されている権利保持者に帰属する商標に準拠する）」欄において、第 275 項のあとに以下を内容とする第 275 項の 1 を追加する：

「275.1) SIEMENS」。

12. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表第 91 類の「商品コードおよび／または識別手段（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表コードおよび／または非友好国に登録されている権利保持者に帰属する商標に準拠する）」欄において、第 276 項のあとに以下を内容とする第 276 項の 1 を追加する：

「276.1) 9106

SIEMENS」。

13. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表第 95 類の「商品コードおよび／または識別手段（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表コードおよび／または非友好国に登録されている権利保持者に帰属する商標に準拠する）」欄において：

a) 第 286 項を以下に変更する：

「286) 9503 00 350 0

LEGO」；

b) 第 286 項のあとに以下を内容とする第 286 項の 1 を追加する：

「286.1) 9504 50 000 9

XBox, PlayStation, Nintendo」。

14. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表第 96 類の「商品コードおよび／または識別手段（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類表コードおよび／または非友好国に登録されている権利保持者に帰属する商標に準拠する）」欄において：

a) 第 287 項を以下に変更する：

「287) 9603 50 000 9

BMW」。

b) 第 287 項のあとに以下を内容とする第 287 項の 1 を追加する：

「287.1) 9606」；

c) 第 289 項における「O.B., Carefree, Lovular, Merries, Moony, Synergetic」を「O.B., Carefree, Moony」に置き換える。